

地域包括支援センター 土日祝日開所など相談体制拡充

厚生労働省は先ごろ、社会保障審議会介護保険部会を開催し、次期介護保険制度改正に向け、地域支援事業の推進策について審議しました。

この日の審議会で厚労省は、地域包括支援センターが行うケアマネジメント支援について、「介護支援専門員個人への支援から、地域の住民やサービス事業所等を含めた地域全体をターゲットとする支援へ拡大するとともに、ケアマネジメント支援の全体像の整理を行い、業務のプロセスや取組事項等を具体化・明確化してはどうか」と提案しました。併せて、地域ケア会議の推進のため、地域ケア会議の具体的業務を具体化・明確化する考えを示しました。

また、地域包括支援センターについては、「介護離職を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援の充実強化が一層求められている」として、地域包括支援センターの土日祝日の開所、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施など、相談支援の強化を図っていく案を提示しました。すでに17年度概算要求でも、モデル事業の実施を盛り込んでいます。

さらに、地域包括ケアシステムを構築するために、退院時の調整などで地域包括支援センターが積極的な役割を果たしていくことが求められるとしています。具体的には、ケアマネジャーが決まっていない患者に対するケアマネジャー選定の支援や、予防給付などの利用が見込まれる患者に対する退院に向けたサービス調整などを地域包括支援センターの業務に位置付ける考えも示しました。

地域包括支援センターの取り組み強化が求められる中、質の向上が課題となっている一方で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種については、「準ずる者」が一定数配置されている現状があります。

これに対し、厚労省は「準ずる者」の規定について、「将来的に解消することを目指してはどうか」と提案しました。具体的には、保健師については、人材確保が困難となっている実態を踏まえ、「準ずる者」の規定を残しつつ、高齢者の公衆衛生業務に関する業務経験を追加し、残りの2職種については、「準ずる者」の規定を廃止する考えを示しました。

更新認定期間上限3年に 二次判定の簡素化を提案

厚生労働省は先ごろ、社会保障審議会介護保険部会で、保険者の業務簡素化について審議を行いました。厚労省は、①要介護認定の更新認定の有効期間のさらなる延長②介護認定審査会の二次判定の手続きの簡素化——の2点を提案しました。

①では、現行24カ月となっている更新認定の有効期間の上限を36カ月に延長することを提案しました。認定事務の処理件数を減らし、自治体職員の負担軽減を図ります。延長の根拠として、同省は要介護認定後、一定期間経過し、要介護度が変わっていない認定者の割合を提示しました。新規、更新認定はそれぞれ現行の有効期間上限は12カ月で、認定から12カ月後も要介護度が変わっていない人の割合は4割台となっています。更新認定でも認定から36カ月後、要介護度が変わっていない人が40.6%おり、新規、区分変更認定と均衡が図れると説明しました。

②は長期に渡り、状態が変化していない「状態安定者」については、要介護度も変化していないケースが多いと考えられ、審査会委員などの事務負担軽減から、二次判定の手続きを簡素化してはどうかとの提案がされました。

両案とも委員からは目立った反対意見もなく、同省の鈴木健彦老人保健課長は「介護保険部会として、おおむね了承されたと受け止めている」とし、また制度改正を待たず「できる限り、早く実施したい」との意向も示しました。